

○釧路司法書士会弔慰規定

第1条 本会は、会員が業界に尽くした功績により叙位叙勲を受けたときは速やかに祝意を彰さなければならぬ。その方法は理事会において定める。

第2条 会員等が死亡、会員が傷病又は罹災したことを所属支部長より、本会が報告を受けたときは金品等を贈る。

第3条 前条の弔慰金又は見舞金の基準は次に示すところによる。ただし見舞金については理事会において増額する事ができる。

- | | | |
|-------|----------------------------|---------------|
| 1 弔慰金 | 会 員 | 金10万円及び供物（実費） |
| | 配偶者 | 金5万円及び供物（実費） |
| | 会員の父母（配偶者の同居の父母も含む）及び同居の子供 | 金2万円及び供物（実費）」 |
| 2 見舞金 | （1）3ヶ月以上業務を行い得ないとき | 金5万円 |
| | （2）住宅、事務所の全焼、全壊 | 金10万円 |
| | （3）その他の災害 | 金3万円以内 |

第4条 この規定は、事務局職員及びその他の者に準用することができる。

第5条 この規定の改廃は理事会の決議を経なければならない。

附 則

（施行期日）

- 1 この規定は昭和47年5月21日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規定は昭和50年4月20日から施行する。

附 則

（施行期日）

- 1 この規定は平成6年6月1日から施行する。